

平成31年度 第1回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成31年4月19日（金） 午前9時40分から10時45分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 上田博久
委員 小松哲也
委員 中本久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本晴彦 次長兼任用課長 山添久
給与課長 川口豊長 主 幹 尾田聡子
係長 毎野卓実 係長 高多孝典
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 2019年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について
議案第2号 2019年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について
議案第3号 平成31年職種別民間給与実態調査の実施について
報告第1号 2019年度給与勧告等に関する要求書について
報告第2号 職員からの苦情相談について（事案番号31年-1号）
報告第3号 職員からの苦情相談について（事案番号31年-2号）

五 議 事

4月1日付けの異動に伴い、鳥取県人事委員会議事規則第5条に規定する会議に出席する職員として川口給与課長及び尾田主幹が委員長から指定された。

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号から第3号及び報告第1号は公開、報告第2号及び第3号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号及び第2号

2019年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施及び2019年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

○議案第1号 2019年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について
令和2年4月1日採用予定の標記の採用試験を、次のとおり実施しようとするもの。

1 概要

(1) 募集職種・採用予定者数

	職 種	採用予定者数
事 務	一般コース	20名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	5名程度
	キャリア総合コース	20名程度
社会福祉	福祉コース	9名程度

	手話コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	1名程度
	保 健 師	1名程度
	農 業	7名程度
	林 業	4名程度
	土 木	5名程度
	獣 医 師	5名程度
	畜 産	2名程度
	建 築	1名程度
	機 械	1名程度
	電 気	2名程度
	管理栄養士	1名程度
	警 察 行 政	3名程度
	計	89名程度

(2) 受験資格

ア 年齢等

薬剤師（公衆衛生コース）及び保健師：昭和59年（1984年）4月2日以降に生まれた人

獣医師：昭和44年（1969年）4月2日以降に生まれた人

その他の職種：① 昭和59年（1984年）4月2日から平成10年（1998年）4月1日までに生まれた人

② 平成10年（1998年）4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人若しくは令和2年3月31日までに卒業する見込みの人又は鳥取県人事委員会がこれらと同等の資格があると認める人

※ ②に該当する人は、9月29日（日）に実施予定の高校卒業程度試験は受験不可。

イ 資格・免許等

社会福祉、薬剤師、保健師、獣医師及び管理栄養士には、職種に係る資格・免許等が必要。

ウ 国籍

日本国籍を有しない人にあつては、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和2年3月31日までに取得見込みであれば受験可能。ただし、警察行政は日本国籍が必要。

(3) 試験内容

ア 事務（総合分野コース）、事務（キャリア総合コース）及び警察行政以外

試験種目		配点		内 容
第1次試験	教養試験	150点		[多肢選択式・・・50問 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	専門試験	(事務) 160点	一般コース	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
			環境コース	[多肢選択式 20問及び記述式 5問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験

		(事務以外の職種) 300点	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	論文試験	120点	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	(事務) 600点	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験
		(事務以外の職種) 600点	集団討論及び個別面接による人物、専門的知識についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)
また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

イ 事務 (総合分野コース)

試験種目	配点	内 容
第1次試験	教養試験	100点 [多肢選択式・・・50問 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	エントリーシート	100点 [2時間] ①志望理由、②自己PR、③チャレンジした経験の3つのテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	論文試験	120点 [1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	600点 集団討論及び個別面接による人物についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)
また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)
なお、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

ウ 事務 (キャリア総合コース)

試験種目	内 容
第1次試験	基礎能力試験 [多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験(SPI3(基礎能力のみ))
	アピールシート [90分] 県職員として働く上で有用と考える経験等のテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査 職務遂行に関する適性についての検査

第2次試験	人物試験	集団討論及び個別面接による人物についての口述試験
-------	------	--------------------------

(注) 配点は第1次試験 200点、第2次試験 600点。

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

エ 警察行政

試験種目		配点	内 容
第1次試験	教養試験	150点	[多肢選択式・・・50問 2時間30分] 公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験
	専門試験	160点	[多肢選択式・・・40問 2時間] 必要な専門的知識についての筆記試験
	適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	500点	個別面接による人物についての口述試験
	論文試験	200点	[1問 1時間30分] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	身体検査	—	職務遂行に必要な健康度の調査

※ 警察行政の第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

(4) 試験日程

受付期間		4月26日(金)～5月20日(月)(消印有効) (インターネット受付:4月26日(金)午前9時～5月20日(月)午後5時)
第1次試験	試験日	6月23日(日)
	試験会場	鳥取会場:鳥取大学共通教育棟 米子会場:鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場:立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場:関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	合格者発表	7月4日(木)(予定)
第2次試験	試験日	警察行政以外 7月下旬～8月上旬のうち指定する1日(予定) 警察行政 8月5日(月)(予定)

試験会場	警察行政以外 鳥取県庁議会棟会議室 警察行政 鳥取県警察本部庁舎会議室
採用候補者発表	警察行政以外 8月中旬（予定） 警察行政 9月3日（火）（予定）

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。
また、転職サイトへ求人情報を掲載する。

○議案第2号 2019年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象）の実施について
令和2年4月1日採用予定の標記の採用試験を、次のとおり実施しようとするもの。

1 試験の概要

(1) 試験の目的

公務部門に民間等の知識・経験を導入し、新たな業務増や政策課題等に対応するとともに、組織・人事の活性化を図る。

(2) 募集職種・採用予定者数

職 種		採用予定者数
事務	新時代創造エキスパートコース	5名程度
	一般コース	2名程度

(3) 受験資格

ア 年齢

昭和35年（1960年）4月2日以降に生まれた人であること。

イ 資格・職務経験等

(ア) 事務（新時代創造エキスパートコース）

鳥取県の新時代創造に向けた以下のような主要課題に積極的に取り組む強い意欲と有用な職務経験を通算して5年以上有している人

- ・ 地域製品のブランド化展開と、県外・海外等への効果的な情報発信
- ・ 中山間地域の活性化、移住定住の促進や、街なかの活性化・賑わい創出など、活力のある地域・まちづくり実現
- ・ 危機管理や地域防災などの安全・安心な社会基盤づくり
- ・ 子育て支援や保育の充実、障がい者や高齢者福祉の推進などによる共生社会の実現
- ・ 電子化、AI技術等を活用した社会改革・業務効率化などの働き方改革の実現 等

①「職務経験」は、平成21年4月1日から平成31年4月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当します。

②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、同じ主要課題に有用な場合に限りそれ

- らを通算することができます。
- ③ 1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(イ) 事務（一般コース）

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ① 「職務経験」は、平成21年4月1日から平成31年4月30日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ② 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③ 1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

ウ 国籍要件

日本国籍を有しない人は、就職に制限のない在留資格を取得しているか、令和2年3月31日までに取得見込みであること。

(4) 試験内容

ア 事務（新時代創造エキスパートコース）

試験種目		内容
第1次試験	基礎能力試験	[多肢選択式・・・70分] 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験 (SPI3 (基礎能力のみ))
	アピールシート	[90分] ①経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題。 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	適性検査	職務遂行等に関する適性についての検査
第2次試験	人物試験	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

(注) 配点は第1次試験200点、第2次試験600点。

第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。（第1次試験合格者のみ判定。）

なお、アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用するとともに、人物試験において記載内容をアピールしてもらう。

イ 事務（一般コース）

試験種目	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	[多肢選択式…70問 45分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理等の基礎能力についての筆記試験
	エントリーシート	[2時間] ①職務経験等、②鳥取県職員として取り組んでみたい仕事、③自己PR の3つのテーマで出題 ※事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入。
	論文試験	[1問 1時間] 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
	適性検査	— 職務遂行等に関する適性についての検査
試験第2次	人物試験	600点 個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験

(注) 第1次試験で実施する論文試験の評価は第2次試験で行う。(第1次試験合格者のみ採点。)

また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用する。(第1次試験合格者のみ判定。)

なお、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(5) 試験日程

	受付期間	4月26日(金)～5月20日(月) (消印有効) (インターネット受付 4月26日(金)午前9時～5月20日(月)午後5時)
第1次試験	試験日	6月23日(日)
	試験会場	鳥取会場：鳥取大学共通教育棟 米子会場：鳥取大学医学部講義・実習棟 東京会場：立教大学池袋キャンパス5号館 大阪会場：関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館
	合格者発表	7月4日(木) (予定)
試験第2次	試験日	7月19日(金)～21日(日) (予定)
	試験会場	鳥取県庁議会棟会議室
	採用候補者発表	8月中旬(予定)

2 広報

別途受験案内を作成し、県の機関等で配布するほか、その内容をホームページ等で公表する。また、転職サイト及び新聞へ求人情報を掲載する。

【質疑等】

事務局：広報について、今回から県公報に登載するのをやめた。県公報については、紙での配架は少なくなっており、またホームページは自分で探す必要があるため、別の方法で広報を強めていきたい。人事委員会規則に県公報により告知する旨規定されているが、現状に即した形への改正について、別途人事委員会にお諮りすることとしたい。

委員：キャリア総合コースの採用予定者数を増やした理由は。

事務局：昨年度の面接試験での感触だが、一般コースや総合分野コースと比べてキャリア総合コースの方が幅広いレベルの方に受験していただける印象を持った。採用人数を増やさないといけないのであればこのコースを増やしたほうが人材を確保できそうだと考えた。

委員：キャリア総合コースのアピールシートの試験時間が前回の120分から90分になった理由が、昼休みにかかってしまうからだと言われたがそれでよいのか。

事務局：説明が不足していたが、前回の内容から自身をアピールしてもらうことに特化した内容に見直し、字数も絞られたため90分としたもの。

事務局：去年、エントリーシートがアピールシートとほぼ同じであり、キャリア総合コースで求める人物像をしっかりと見たいということで、一つのテーマに絞ってキャリアをアピールしてもらう内容に見直した。

委員：確認だが、新時代創造エキスパートコースの経験要件がいくつかあるが、ここに書いてある全ての経験が必要なのか。

事務局：一つでよい。

委員：採用予定者数の5名は、5つの経験要件それぞれに1名ずつ採用されるイメージか。

事務局：そうではなくコース全体で5名。

◇議案第3号

平成31年職種別民間給与実態調査の実施について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成31年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施しようとするもの。

1 目的

県職員の給与と県内民間事業所従業員の給与とを比較検討するための資料を得ること

(人事院等との共同調査であり、全国の調査結果を集計したものは国家公務員の給与との比較の資料となる。)

2 調査対象

(1) 調査対象事業所

2019年4月現在における県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の243事業所(昨年240事業所)

企業規模…調査対象事業所も含めた企業全体の従業員数

事業所規模…調査対象事業所の従業員数

(2) 調査事業所

(1)の中から人事院が無作為抽出により選定した147事業所(昨年145事業所)

3 調査方法

人事委員会事務局職員が調査事業所を訪問し、調査する。

4 調査期間

2019年4月24日（水）から6月13日（木）まで

5 主な調査内容

- ・本年4月分の個人別給与の支給状況（職種別、年齢別、学歴別、性別）
- ・初任給の支給状況（職種別、学歴別）
- ・昨年8月から本年7月までに支払われた賞与及び臨時給与の支給状況（支給総額、支給人員等）
- ・各種手当の支給状況
- ・高齢者雇用施策の状況 など

【質疑等】

- 委員：調査について、3点確認したい。1点目は、243事業所全てを調査することは無理なのかということ。2点目は、無作為抽出とはどのような方法で抽出しているのかということ。3点目は、調査に際し誤りはないのか、作為的に何かすることができないようなものかということ。
- 事務局：本県の標本事業所は243だが、全国的には1万数千社ある。全て調査することは現実的に不可能であることから、抽出調査とされている。抽出結果を母集団に復元して推計するという作業を行うこととなるが、それが可能な抽出数とされている。抽出作業は人事院で行われており、作為が入る余地はない。
- 事務局：抽出に際しては、母集団の産業構造があるので、産業にバラつきが生じないように母集団の産業構造に応じた数を抽出している。
- 委員：抽出の数は理解したが、くじを引くみたいなやり方ではないということでしょうか。
- 事務局：抽出は、産業という観点のほか、従業員数という観点に応じて抽出されている。3点目については、訪問調査で実施し、調査票の記入は調査員が行っている。事業所の担当者に賃金台帳等を準備していただき、聞き取りした内容を調査員がその場で記入している。
- 委員：それは他県も同じやり方なのか。
- 事務局：そのとおり。
- 事務局：厚生労働省の調査で問題になった事案は、訪問調査とされているのに郵送で実施したことが問題となったものだった。

◇報告第1号

2019年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説明】



2019年4月15日

鳥取県人事委員会
委員長 上田博久 様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 三浦敏樹



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長 苗村るみ子



鳥取県教職員組合
執行委員長 井上匡央



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 岡島恒志



鳥取県教育委員会事務局職員組合
執行委員長 梶川和則



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 岩崎尚美



地方独立行政法人
鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 寺田直文



全日本自治団体労働組合鳥取県本部
執行委員長 西村裕生



2019年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、地方自治の発展と、それを支える地方公務員の賃金労働条件の整備に日々ご精励のことと存じます。

私たち鳥取県に働く全ての地方公務員は、雇用形態に関わりなく、県民の負託に応え、豊かな地方自治と教育を創造するために励んでおります。しかし、本県の賃金水準は全国最低であり、人材の確保が困難になりつつあり、とりわけ学校では教員の確保ができない状態となっています。

貴委員会は、地方公務員の労働基本権制約の代償機関であることを含め、職員の利益保護の役割を十分に果たすことが求められます。また、鳥取県の人口流出が続き、県職員への応募者が減少し続けている現状を十分にふまえ、下記事項の実現に向けて、最大限の努力をいただきますよう要求します。

記

一 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、給与水準も同様に全国水準に合わせて改善すること。
- (2) 人員確保が困難化している獣医師、薬剤師、看護師、教員等について、待遇を改善することなどにより適正な人員を確保すること。

二 臨時・非常勤職員の処遇改善の要求

- (1) 公務の運営に欠かせない臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、人事委員会として可能な対応を行うこと。
- (2) 臨時・非常勤職員の休暇制度、とりわけ有給休暇を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。

三 職位整備の要求

- (1) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」にもとづいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) 職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう任命権者に指導すること。

四 諸手当改善の要求

- (1) 月45時間を超える時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
- (2) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 交通機関等利用職員に対する通勤手当について、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
 - イ 自動車利用者に対する通勤手当について、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (3) 育児休業者について、一時金や退職手当の支給率等すべての除算率を改善すること。
- (4) 扶養手当の子の額を以下のとおり改善すること。
 - ア 扶養手当の子の額を国と同額にすること。
 - イ 教育加算額を引き上げること。
 - ウ 他の扶養者の所得の多寡に関わらず、手当を支給すること。
- (5) 新規採用者に赴任旅費を支給できるよう改善すること。

五 休暇制度改善の要求

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
 - ア 現在1疾病180日間のクーリング期間について国にあわせて短縮すること。
 - イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。
 - ウ 病気休暇の積算対象とならない、定期通院に対して職務専念義務免除とすること。
- (2) 介護休暇期間を1年に延長すること。
- (3) 特別休暇の育児時間を1日120分(60分×2回の分割取得も可能)に延長すること。
- (4) 子の看護休暇の対象を以下のとおり改善すること。

- ア 日数を増やすこと。
- イ 対象を家族に拡充し、家族看護休暇とすること。
- (5) 不妊治療に関する休暇を以下の通り改善すること。
 - ア 特別休暇及び病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
 - イ 不妊治療について長期の休暇が取得できるよう制度化すること。
- (6) 夏季休暇の取得期間を6月から10月に拡充すること。
- (7) 子育て部分休暇を小学6年生まで拡充すること。
- (8) 2017年10月1日に施行された育児・介護休業法の改正に伴い、入園式、卒園式等の行事参加も含めた育児にも利用できる育児目的休暇を制度化すること。

六 職場環境改善の要求

- (1) 教員を含めた全ての職員の正確な実態を記載するとともに、各任命権者に対し、時間外勤務の実態把握はもとより、必要な人員配置や増員、業務の廃止も含めた見直しなど、時間外勤務の具体的な縮減策を講じるよう各任命権者に対して指導すること。
- (2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策について、実態を把握したうえで、実効性あるものとなるよう各任命権者に対して指導すること。
- (3) 労働災害を防止するため、管理職の責任を明確にして労働安全衛生体制の確立をするよう各任命権者を指導すること。
- (4) セクハラ・パワハラが発生しないよう、任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。また、発生した場合の対応について指針の見直しも含め、任命権者への指導を行うこと。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に対して指導すること。
- (6) 休職者の職場復帰支援策の改善を任命権者に指導すること。
- (7) 介護離職者の再採用制度を創設すること。
- (8) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガンの治療をしながら勤務できるような制度とすること。
- (9) 職場の労働安全衛生を維持・向上させるために必要な措置を講じるよう各任命権者に対して指導すること。
- (10) 妊娠時の業務軽減のため、非常勤職員等を配置できるよう予算措置を講ずるよう指導すること。
- (11) 労働基準法第36条第1項に規定する協定について、遵守するよう適切に指導すること。

七 高齢者雇用制度の要求

- (1) 無年金期間を解消するために定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。
- (2) 再任用職員の給与については、以下のとおり任命権者に対して必要な対応を図ること。
 - ア 再任用される級の最高号級の7割以上の水準を確保すること。
 - イ 生活関連手当を支給すること。
 - ウ 年収について、退職前の7割以上を確保すること。
- (3) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。

以上

◇報告第2号

職員からの苦情相談（事案番号31年-1号）について、事務局が説明した。

◇報告第3号

職員からの苦情相談（事案番号31年-2号）について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和元年5月8日（木）午前11時20分から開催することとした。